

衆議院法務委員会ニュース

平成 23.4.26 第 177 回国会第 9 号

4 月 26 日（火）第 9 回の委員会が開かれました。

1 民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 31 号）

- ・江田法務大臣、小川法務副大臣、小宮山厚生労働副大臣、黒岩法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成 民主、自民、公明、日本、国守）
- ・辻恵君外 4 名（民主、自民、公明、日本、国守）から提出された附帯決議案について、大口善徳君（公明）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成 民主、自民、公明、日本、国守）

（質疑者及び主な質疑内容）

井戸まさえ君（民主）

- ・円滑な面会交流を実現するために社会的支援策を充実させる必要があると考えるが、厚生労働副大臣の所見及び今後の方針を伺いたい。
- ・懲戒権規定が残されたことはしつけと称する体罰や虐待を容認する誤ったメッセージとなるおそれがあると考えますが、懲戒権の将来的な在り方に対する法務大臣の所見を伺いたい。
- ・民法は議員立法ではなく法制審議会の審議を経た上で改正されるべきである旨の法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会委員の発言は問題であると考えますが、厚生労働副大臣及び法務大臣の所見を伺いたい。

大泉ひろこ君（民主）

- ・今回の法改正に対する法務大臣の評価について伺いたい。
- ・児童養護施設長等の専門性の強化の必要性について厚生労働副大臣の所見を伺いたい。
- ・最近の児童養護施設の需要が高まりつつある状況に鑑みて、家庭や地域での育児力の低下を認識しているか否かを厚生労働副大臣に伺いたい。
- ・明治 23 年に公布された旧民法が、施行延期となった理由について法務省に伺いたい。
- ・最近問題化している高齢者虐待に対処するための民法改正の検討の有無について法務大臣に伺いたい。

馳浩君（自民）

- ・未成年者の連れ去り事案については、子の利益を勘案して最大限の努力をするとともに、DV法の保護命令を慎

重に判断することや、連れ去りが虐待となることもあること等について法務大臣の見解を伺いたい。

- ・民法に面会交流を明示することの延長として、離婚後の親権を共同親権又は選択的共同親権とすることを視野に入れて更に検討を深めることについて、主要先進国の法制度も踏まえて法務大臣の見解を伺いたい。
- ・離婚の際には、子に関する面会交流や養育費用の分担等を定めた共同の養育計画を作成するとともに、養育計画の作成を協議離婚の要件とすることについて、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・面会交流の頻度や態様等、子の利益の観点からそのあるべき姿について、政府及び裁判所のほか専門家も交えて検討することについて、法務大臣の見解を伺いたい。

稲田朋美君（自民）

- ・今回の統一地方選挙及び衆議院愛知 6 区補欠選挙の結果について、また、東京電力福島第一原子力発電所の事故への菅内閣総理大臣の対応について、法務大臣の所感を伺いたい。
- ・朝鮮王室儀軌の韓国への引渡しについて、日韓図書協定における「引渡し」は、法律的には「贈与」に該当するのか、法務大臣の見解を伺いたい。また、戦後補償問題は 1965 年の日韓請求権・経済協力協定により最終解決したとする法務省の立場と齟齬をきたすことにならないか、伺いたい。
- ・児童虐待を行った親に対して、都道府県の指導に従うよう家庭裁判所が直接勧告できる制度が必要であると考えますが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・離婚後の面会交流及び養育費の請求は、いずれも「親の権利であり子の権利である」と考えるが、権利として認

めることについて、法務大臣の見解を伺いたい。

- ・夫婦別氏制度について、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官の見解を伺いたい。

坂口 力君（公明）

- ・今回の改正案については賛成であるが、この改正案で児童虐待が少なくなるのか、法務大臣の所見を伺いたい。
- ・児童虐待の対応については、早期発見・早期対応して重症化を防止する観点から行われているが、児童虐待そのものはなかなか減少しない。もう一歩前に進めて、予防の方向に行けないものか、法務大臣及び厚生労働省の所見を伺いたい。
- ・児童相談所の役割が大きくなるので、児童相談所長については、それなりの知識を持った人を充てて、ある程度の期間腰を据えて職務を行ってもらわなければならないと思うが、厚生労働省の所見を伺いたい。
- ・未成年後見人の報酬については、被後見人に財産がない場合もあり、公的支援を行う必要があると考えるが、法務大臣及び厚生労働省の所見を伺いたい。

城内 実君（国守）

- ・今回の民法第 766 条の改正によって、離婚後の面会交流が広く認められることになるのか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・離婚後の面会交流が促進されるならば、将来的には共同親権を認めるべきだとの議論がある一方、共同親権の導入は我が国の夫婦観、離婚観の変更につながるとの意見もあるが、この点についての法務大臣の見解を伺いたい。
- ・カリフォルニア州では、相手方と子との面会を約束する友好的な者を監護者に定めるという基準が採用されているが、この取扱いについての法務大臣の見解を伺いたい。
- ・4月13日に民主党内に人権侵害救済機関検討プロジェクトチームが設置され、内閣府の外局として人権侵害を調査・勧告する独立機関を設置する法案を今国会に提出することを目指しているとの報道があり、民主党内でも反対論があると聞いているが、このことについての法務大臣の見解を伺いたい。

2 民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案（第 176 回国会閣法第 8 号）（参議院送付）

- ・提案理由の説明を省略することに協議決定しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成 民主、自民、公明、日本、国守）